

広報もりおか広告掲載取扱要領

平成28年3月7日

市長 決 裁

改正 平成30年3月8日

改正 平成31年3月7日

(趣旨)

第1 この要領は、広報もりおかに広告を掲載することに関し、盛岡市広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁）及び盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載枠の仕様等)

第2 広報もりおかに掲載する広告の仕様等は、次のとおりとする。

- (1) 1枠の大きさは、高さ46ミリメートル×幅 232ミリメートルとし、各号6枠（年間 144枠）とする。
- (2) 各号の2枠のみについては、合体して高さ98ミリメートル×幅 232ミリメートルとし、1枠とすることができる。ただし15日号は6ページ以下の時に限る。
- (3) 1枠は、最大3分割することができる。その場合、隣接する広告の間は4ミリメートル以上空けなければならない。
- (4) 広告掲載枠は、表紙及び最終ページを除く後ろのページから順に各1または2枠を設ける。
- (5) 広告版下原稿の提出方法は、次に定めるとおりとする。

ア デジタルデータによる完全データ入稿とする。ただし、ファイル形式は次のいずれかとする。
なお、文字についてはすべてアウトライン化するなどし、フォント環境に依存しないデータとする。

(ア) Adobe Illustrator に対応するEPS形式

(イ) Adobe Photoshop に対応するPSD形式

(ウ) Adobe Acrobat に対応するPDF形式

(エ) TIFF, JPG等の汎用形式

イ 解像度は、300dpiとする。

ウ 文字は、7ポイント以上相当のサイズとする。

エ 広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、許諾を得るものとする。

オ 線の太さは、0.3ポイント以上とする。

カ 広告の刷色は、墨1色（グレースケール）とする。

(6) 盛岡市公式ホームページの「広報もりおかオンライン」で提供するPDFファイルの作成にあ

たつては、広告枠の内容も掲載するものとする。

(広告取扱業者の資格要件)

第3 広報もりおかに掲載する広告の募集及びその他必要な業務を請け負う広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市競争入札参加者資格があり、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 市内に本社があり、本業務の請負に関し、市の要求に応じて即時に来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(広告取扱業者の業務)

第4 広告取扱業者が請け負う業務は、次のとおりとする。

- (1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行
- (2) 市との連絡調整及び市への広告版下原稿の提出
- (3) 広告主との個別契約及び代金回収
- (4) その他附帯する事項

(広告主の提出書類)

第5 広報もりおかに広告を掲載しようとする者は、広告取扱業者に広告掲載申込書（様式第1号）を提出するものとする。また、広告掲載申込書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 会社概要等、業務内容等が確認できるもの（直近4過年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）
- (2) 印鑑証明書（直近4過年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）
- (3) 盛岡市に納付すべき法人税（個人事業主にあつては、個人市民税）、固定資産税、都市計画税に係る直近2箇年分の納税証明書（市職員が納税情報を確認することに広告主が同意した場合は添付を省略できるものとする。）
- (4) 消費税及び地方消費税に係る直近2過年分の納税証明書または未納額が無い旨の証明書（盛岡市に納付すべき税がない場合に限る。）
- (5) 広告に表示する資格、許認可等を証明する書類（直近4過年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

2 盛岡市広告掲載要綱第11第1項1号の規定の適用を受けようとする広告主は、前項に定める広告掲載申込書に添えて、優先掲載取扱申立書（様式第2号）を提出しなければならない。

(広告掲載の不承認)

第6 市は、広告の掲載を認めないときは、広告掲載不承認通知書（様式第3号）により広告主に通

知するものとする。

(盛岡市広告掲載要綱第11第1項第2号に規定する市長が定める期間)

第7 盛岡市広告掲載要綱第11第1項第2号の市長が定める期間は、15日とする。

(広告審査会)

第8 盛岡市広告掲載要綱第9に基づき、広報もりおか広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第9 審査会は、市長公室長、市長公室次長、広聴広報課長、広聴広報課長補佐及び広聴広報課広報係長並びに広聴広報課長が命じた職員をもって構成する。

第10 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市広告掲載要綱第11第1項1号の規定の適用に関すること。
- (2) 第6の広告掲載の不承認に関すること。
- (3) その他広告の掲載に関し必要な事項

様式第1号

広告掲載申込書

年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号 ()

広報もりおかに広告を掲載したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、盛岡市広告掲載要綱及び盛岡市広告掲載基準に抵触しないことを宣誓します。

掲載希望

・ 年 月 日号

関係書類 (写し可)

- ・ 会社概要等、業務内容等が確認できるもの
- ・ 印鑑証明書
- ・ 次に掲げる税の直近2箇年分の納税証明書
 - ①盛岡市に納付すべき法人・個人市民税、固定資産税、都市計画税
 - ②消費税及び地方消費税 (①の税の賦課がない場合に限る。)
- ・ 広告に表示する資格、許認可等を証明する書類

この広告掲載を決定するに当たり、上記①の納税情報を担当課の職員が確認することに同意します。なお、確認が取れない場合は、領収証書 (写し) を提出します。

商号又は名称

代表者職氏名

印

フリガナ

生年月日

年 月 日

※本申請の窓口となる担当者

所属		電話番号	
職氏名		ファクス	
書類等送付先住所	〒 -	E-Mail	

様式第2号

優先掲載取扱申立書

年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号 ()

関係書類を添えて申し込んだ広告の掲載について、次により盛岡市広告掲載要綱第11第1項による優先の取扱いを受けたいので申し立てます。

記

(優先の取扱いを希望する理由等)

様式第 3 号

広告掲載不承認通知書

年 月 日

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様

電話番号

()

盛岡市長

年 月 日付けで提出された広告掲載申込書について審査した結果、掲載を承認しないこととしたので通知します。

記

(不承認の理由)